

(別表)

母子寡婦福祉資金貸付一覧

平成25年4月1日現在

資金の種類	貸付対象等		貸付金額の限度	据置期間	償還期間 (据置後)	利率 ※3
事業開始 資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子福祉団体	事業を開始するために必要な設備、 什器、機械等の購入資金	283万円 (母子福祉団体) 426万円	貸付の日から 1年間	据置期間 経過後 7年以内	年1.5%
事業継続 資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するため に必要な商品、材料等を購入する運 転資金	142万円 (母子福祉団体) 142万円	貸付日から 6ヶ月間		
修学資金 ※1	・母子家庭の母が扶養 する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	高校・大学等に就学させるための授 業料、書籍代、交通費等に必要な資 金	学校等種別及び学年別による 貸付限度額は附表1のとおり (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校 に就学中の児童に対する児童扶養手当の給 付を受けることができなかった場合、上記額 に児童扶養手当額を加算した額。	卒業後 6ヶ月以内	20年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内	無利子
技能習得 資金	・母子家庭の母 ・寡婦	知識や技能を習得するために必要な 授業料、材料等及び高等学校の修 学・入学に必要な資金	月額 運転免許 (特別)一括 68,000円 460,000円 816,000円	知識技能習得 期間満了後 1年以内	20年以内	年1.5%
修業資金 ※1	・母子家庭の母が扶養 する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	事業開始又は就職するために必要な 知識技能を習得するのに必要な資金	月額 (特に必要と認めた場合) (注)修学資金同様、上記額 に児童扶養手当額を加算した 額。 68,000円 460,000円		6年以内	無利子
就職支度 資金 ※1	・母子家庭の母又は 児童 ・寡婦 ・父母のいない児童	就職するために直接必要な被服や自 動車等を購入する資金	(特別分) (注)ただし児童にかかる貸 付については、連帯保証人の 有無にかかわらず無利子とす る。 100,000円 320,000円	貸付の日から 1年間		
医療介護 資金	・母子家庭の母又は 児童 ・寡婦	医療・介護保険の保険料自己負担分 及び通院に要する交通費等に必要な 資金	介護分 医療分 (特に必要と認めた場合) 500,000円 340,000円 480,000円	医療・介護を 受けた後 6ヶ月以内	5年以内	年1.5%
生活資金	・母子家庭の母 ・寡婦 (注)母が生計の中心者で ない場合、右の月額から減 額された貸付限度額によ る。	知識技能を習得している間の生活費 として	月額 141,000円	習得期間満了後 6ヶ月以内	20年以内	
		医療・介護を受けている間の生活費と して	月額 103,000円	医療・介護を 受けた後 6ヶ月以内	5年以内	
		母子家庭となつて間もない(7年未満) 母の生活の安定と継続を図るための 生活費として ※2	月額 (注)ただし月額40,000円ま で、合計960,000円を超えない 範囲については無利子とする。 103,000円	貸付終了後 6ヶ月以内	8年以内	
		失業中の生活の安定と継続を図るた めの生活費として	月額 103,000円		5年以内	
住宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築 又は増築するのに必要な資金	150万円 (特に必要と認めた場合) 200万円	貸付けの日から 6ヶ月間	6年以内 (特別) 7年以内	年1.5%
転宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の賃借に際 し必要な資金	260,000円		3年以内	
就学支度 資金 ※1	・母子家庭の母が扶養 する児童 ・寡婦が扶養する子 ・父母のいない児童	就学・修業するために必要な被服等 の購入に必要な資金 (小・中学校分は経済的困窮時のみ)	学校等種別は附表2のとおり	修学又は 修業終了後 6ヶ月以内	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子
結婚資金	・母子家庭の母 ・寡婦	配偶者のいない女子の扶養する児童 が、結婚するために必要な挙式披露 宴の経費及び家具等を購入する資金	300,000円	貸付けの日から 6ヶ月間	5年以内	年1.5%

※1 修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金については、児童本人に貸し付けることができます。この場合、児童本人を申請者とする貸付申請書に法定代理人である母親が同意する旨を記した書類等の添付が必要となります。ただし、審査結果によっては、貸付の希望に添えない場合もありますので、ご注意ください。

※2 父親からの養育費の取得に係る裁判等に要する費用が認められております。この費用に係る生活安定貸付の一括貸付は12月分(1,236,000円)を上限として行い、無利子とできる範囲は48万円が限度となります。

※3 年1.5%の利率が設定されている資金であっても、連帯保証人を設定することにより無利子で貸付を受けることができます。